

今治タオルブランド商品の品質基準 2025（令和7）年4月

試験項目		試験方法	合格
タオル特性	吸水性	JIS-L1907 沈降法	5秒以内 「未洗濯」と「3回洗濯」の 2回の試験に両方とも合格 〔備考1〕
	脱毛率	タオル検法 JIS-L0217 洗い方103法	0.2%以下 〔備考2〕
	パイル 保持性	タオル検法	BT・KT 2.45cN /パイル以上 FT・WT 2.16cN /パイル以上 〔備考3〕
染色堅ろう度	耐光	JIS-L0842 カーボンアーク法	4級以上 (パステル色及び淡色3級以上) 〔備考4〕
	洗濯	JIS-L0844 A-2号法	変退色 4級以上 汚染 4級以上 〔備考4〕
	汗	JIS-L0848	変退色 4級以上 汚染 3-4級以上 〔備考4〕
	摩擦	JIS-L0849 摩擦試験機Ⅱ形	乾燥 4級以上 湿潤 2-3級以上(濃色及び 顔料プリントは0.5級下げる) 〔備考4〕
物性	引張強さ	JIS-L1096 A法 (ラベルドストリップ法)	縦 147N以上 横 196N以上 〔備考5〕
	破裂強さ	JIS-L1096 A法 (ミュレンン形法)	392.3kPa以上
	寸法変化率	JIS-L1096 G法 (家庭用電気洗濯機法)	±7%以内 〔備考6〕
	メロー巻き部分 の滑脱抵抗力	タオル検法 JIS-L1096 滑脱抵抗力ピン引掛け法準用	縦 20N以上 横 30N以上
有害物質	遊離ホルムアルデヒド	厚生省令第34号 アセチルアセトン法	吸光度差0.03以下 〔備考7〕

〔備考〕

- 吸水性試験は、素材に関係なく適用する。比重が低いため「沈降法」が適さないもの（例：マイクロファイバー）は、沈降法による試験が不合格であっても、滴下法による試験が（「未洗濯」と「3回洗濯」の2回の試験に両方とも）1秒以内の場合は合格とすることができる。顔料プリント商品の場合は「顔料プリント部面積比率証明書」を提出すること。吸水性試験の洗濯方法については、3回洗濯後乾燥機使用とする。
- 脱毛率試験に関し、パイル、無撚糸、シャーリング以外の加工品や、綿素材以外の製品については、個別に指定検査機関に相談すること。指定検査機関は、その結果を本組合に報告し、両者協議の上で合否を決定する。なお、2023（令和5）年9月1日までに認定を受けた今治タオルブランド商品のうち、認定当時の脱毛率が0.2%を超え、かつ、2023年（令和5）年9月2日以降、新たな生産を行い、今治タオルブランド商品として出荷するものについては、2023（令和5）年9月2日以降に迎える、初回の生産開始日もしくは初回の有効期間延長日のいずれか早く到来する日までに、脱毛率試験及びその他今治タオルブランドマニュアルで定める必要な項目の再検査を実施のうえ、合格した品質検査報告書を本組合まで提出するものとする。
- パイル保持性試験に関し、ハンカチ類、裏ガーゼ製品及びタオルマフラーはJIS-L1075B法（パイル保持性試験）による試験で、合格基準500mN以上とする。また、無撚糸については、「今治タオルブランド商品 品質基準」からパイル保持性試験は除外する。なお、新たな素材や加工方法等により、基準値について組合員から申し出があった場合は、本組合と指定検査機関で協議する。
- 染色堅ろう度試験は、オーガニックコットン（カラード・コットン）を含む全ての染色製品について実施する。精練・漂白のみされた製品については、染色堅ろう度試験は除外する。
- 引張強さ試験に関し、パイルのないタオルマフラー等は、合格基準の横の値を98N以上とし、素材及び用途により考慮する。
- ガーゼ織り並びに伸縮性素材（強撚糸、スパンテックスなど）によるタオル織物に関する寸法変化率に関しては基準値を除外する。
- 遊離ホルムアルデヒドの吸光度差0.03以下をppm換算した場合、9.6ppm以下に相当する。